

令和6年度クリーニング師試験問題

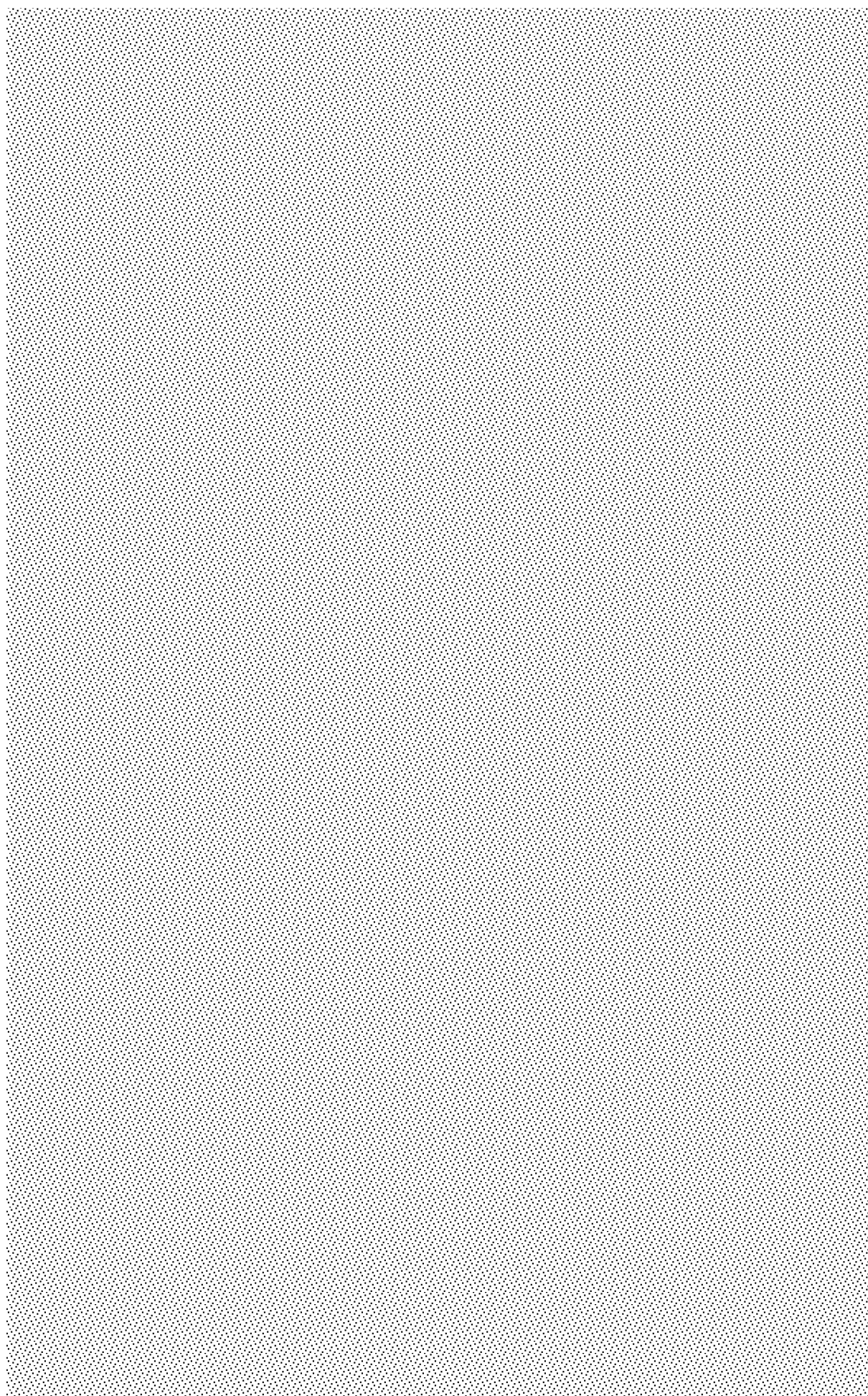
実施日：令和7年2月7日（金）

試験時間：9：40～11：00

◎問題用紙は、指示があるまで開かないでください。

【注意事項】

- 1 試験時間中は発言してはいけません。質問などがあるときは、だまって手を挙げて試験監督者の指示に従ってください。ただし、質問は、誤字・脱字などの印刷に関するものに限り、内容に関するものはお答えいたしません。
- 2 携帯電話やスマートウォッチなどの通信機器は、必ず電源を切っておいてください。
- 3 カンニングなどの不正行為は絶対にしないでください。万一、発見した場合は、失格者として退場していただきます。
- 4 受験票は机に貼ってある受験番号の横に置いてください。
- 5 受験票、筆記用具、時計（通信機能付きのものは使用不可）以外のものは机の上に置かないでください。
- 6 試験開始および試験終了は試験監督者が行いますので、試験監督者の指示に従ってください。
- 7 試験開始後、解答用紙に受験番号および受験者氏名を忘れずに記入してください。
- 8 試験問題は合計18ページです。試験開始後、落丁がないことを確認してください。
- 9 答えは丁寧に、はっきりと記載してください。また、答えを訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消してから記入してください。答えが判別できない場合は、不正解となるので注意してください。
- 10 問題用紙は、試験終了後、持ち帰ることができます。



1 衛生法規に関する知識

問1 次の記述は、クリーニング業法の条文の一部である。文中の空欄①～⑦に入る語句を、下の語群からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) この法律は、クリーニング業に対して、(①) 等の見地から必要な指導及び (②) を行い、もつてその経営を (③) に適合させるとともに、利用者の (④) の擁護を図ることを目的とする。
- (2) この法律で「クリーニング業」とは、(⑤) 又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は (⑥) を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。
- (3) この法律で「クリーニング師」とは、第6条に規定する (⑦) をいう。

(語群)

ア： 説明	イ： 社会の福祉	ウ： 公共の福祉
エ： 企業の福祉	オ： 助言	カ： 皮革製品
キ： 羽毛製品	ク： 試験に合格した者	ケ： 管理
コ： 漂白剤	サ： 免許を受けた者	シ： 環境衛生
ス： 公衆衛生	セ： 取締り	ソ： 規制
タ： 利益	チ： 権利	ツ： 溶剤
テ： 薬剤		

問2 次の文は、クリーニング業法、および同法施行規則に基づく、利用者に対する説明義務等に関する記述である。文中の空欄①～⑤に入る語句を、下の語群の中からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) (①) は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の (②) 等について説明するよう努めなければならない。
- (2) (①) は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、(③) の申出先を明示しなければならない。
- (3) (③) の申出先の明示について、クリーニング所においては、(③) の申出先となるクリーニング所の名称、(④) 及び電話番号を(⑤) に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する方法で実施することとされている。

(語群)

ア： 苦情	イ： 意見	ウ： 処理料金
エ： 所在地	オ： 漂白	カ： 仕上げ
キ： 営業者の氏名	ク： 営業者	ケ： クリーニング師
コ： 異議	サ： 処理方法	シ： 店頭
ス： ホームページ	セ： 洗剤	ソ： 洗濯方法
タ： 洗浄		

問3 次の（１）～（４）について、営業者の衛生措置等に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- （１） 脱水機の効用を有する洗濯機を備える場合でも、専用の洗濯機と脱水機をそれぞれ少なくとも１台ずつ備えなければならない。
- （２） 洗濯物は、洗濯または仕上げが終わったものと終わっていないものとに区分しておかなければならない。
- （３） 洗場は、床が不浸透性材料で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていなければならない。
- （４） 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合において、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合には、洗濯する前にその洗濯物を消毒しなくてもよい。

問4 次の（１）～（４）について、クリーニング所に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- （１） 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取および引渡のみを行うものを除く。）ごとに、１人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- （２） クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備および従事者数ならびにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。
- （３） 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備がクリーニング業法の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
- （４） クリーニング所を廃止する場合は、事前に都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

問5 次の(1)～(3)のうち、クリーニング師の免許に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名および生年月日を記載した申請書に戸籍謄本、戸籍抄本または本籍の記載のある住民票の写しおよび業務を行おうとする場所を記載した書類を添えて、本籍地の都道府県知事に申請しなければならない。
- (2) 免許証を紛失したときは、1月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (3) クリーニング師は、その本籍または氏名を変更したときは、10日以内に免許を与えた都道府県知事に免許証の訂正の申請をしなければならない。

問6 次の(1)～(3)のうち、クリーニング師の研修に関する記述として、誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければならない。
- (2) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- (3) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けた後は、5年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

問7 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物に該当しないものを次の（１）～（４）から１つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

ただし、（１）～（４）は、いずれも営業者に引き渡される前に消毒がされていないものとする。

（１）介護福祉施設で入所者が使用したおむつ

（２）旅館で客が使用した枕カバー

（３）飲食店で使用されたおしぼり

（４）公衆浴場で使用されたタオル

2 公衆衛生に関する知識

問1 次の公衆衛生に関する（１）～（３）の記述と関連がある法律等について、下のア～エからそれぞれ１つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- （１） 公衆衛生とは、環境衛生の改善、伝染病の予防、個人衛生の原則についての個人の教育、疾病の早期診断と治療のための医療と看護サービスの組織化、および地域社会のすべての人に、健康保持のための適切な生活水準を保障する社会制度の発展のために、共同社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、寿命を延長し、肉体的、精神的健康の能率の増進をはかる科学であり、技術である。
- （２） 健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全によい状態にあることであり、単に疾病又は虚弱でないということではない。
- （３） すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

ア 日本国憲法第二十五条

イ ウィンスローの定義

ウ 健康増進法第一条

エ 世界保健機関（WHO）憲章

問2 次の（１）～（４）のうち、「クリーニング所における衛生管理要領」に示されているクリーニング業法施行規則第１条に規定する洗濯物（指定洗濯物）の一般的な消毒方法に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- （１） ８０℃以上の熱湯に１０分間以上浸す。
- （２） １００℃以上の湿熱に５分間以上触れさせる。
- （３） 遊離塩素２５０ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に３０℃以上で５分間以上浸す。
- （４） 殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に３０℃以上で３０分間以上浸す。

問3 次の（１）～（４）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症と分類の組み合わせとして正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

	規定されている感染症	分類
（１）	結核	二類感染症
（２）	インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび 新型インフルエンザ等感染症を除く。）	三類感染症
（３）	ジフテリア	四類感染症
（４）	レジオネラ症	五類感染症

問4 次の(1)～(3)のうち、セレウス菌に関する記述として、誤っているものを1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング業の施設が関わる感染症として、病院リネンを介したセレウス菌による集団感染が発生した事例があり、病院から洗濯を委託されていたクリーニング業者の洗濯機が原因の一つと推測された。
- (2) 一般的に、セレウス菌は毒性が弱いため除菌する必要はない。
- (3) セレウス菌が形成する芽胞は、熱には抵抗性があるが、アルコールには抵抗性がないため、抵抗力の弱い患者が使用する病院リネンは規定に基づいた消毒をする必要がある。

問5 次の記述は、水質汚濁防止法に関するものである。正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 水質汚濁防止法による排水規制は、政令で定める特定施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される水が対象となるが、洗濯物の洗濯を行うクリーニング所は特定施設に該当しない。
- (2) 特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) ドライクリーニング機械から排出する排液中のテトラクロロエチレンの管理濃度は、水質汚濁防止法および下水道法に基づく排水基準に則り0.01mg/L以下としている。

問 6 次の記述は、産業廃棄物の処理に関するものである。正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所で使用された石油系溶剤などを含む廃油等の廃棄物の中には、特別管理産業廃棄物に分類されるものがあり、その処理に関する業務を適切に行うため、クリーニング所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
- (2) 産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者または処分業者に委託する場合、その廃棄物が少量であれば、引渡しの際にマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付をしなくてもよい。
- (3) マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付した排出事業者は、前年度1年間の交付等の状況を報告書にまとめて都道府県知事または政令市長に提出することが義務付けられている。

問7 次の(1)～(7)について、環境や従業員を守るための規制に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 建築基準法では、安全性の観点から、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、住居系地域や商業系地域における立地を制限している。
- (2) ドライクリーニングを行うすべての洗濯事業者は、P R T R制度に基づき、取扱う第1種指定化学物質の排出量および移動量を届け出なければならない。
- (3) 揮発性有機化合物(VOC)は、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})の原因物質である。
- (4) クリーニング洗浄剤として用いられるHFC-365mfc(ソルカン)は、温室効果を有する代替フロン的一种であり、ソルカンの使用に伴う温室効果ガスの排出量が一定量を超えた事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス排出量を報告する必要がある。
- (5) 大気汚染防止法に基づき、テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機(密閉式のものを除く)について、処理能力が1回あたり50kg以上の施設に指定物質抑制基準が設定されている。
- (6) 土壌汚染対策法に基づき、テトラクロロエチレンなどの特定有害物質を使用していたクリーニング所の土地の所有者などは、施設の使用廃止時点において土壌汚染の調査を実施し、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- (7) 労働安全衛生法に基づく「有機溶剤中毒予防規則」では、石油系溶剤などの有機溶剤を用いて業務を行う場合に遵守すべき事項として、危険有害性の確認、作業主任者の選任や作業環境測定などを定めている。

3 洗たく物の処理に関する知識

問1 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 汗や果汁の汚れは、水溶性の汚れに分類される。
- (2) 細菌やカビの汚れは、特殊な汚れに分類される。
- (3) 泥、墨汁は、不溶性の汚れに分類される。
- (4) 油性のシミは、一般に生地が透けて見え、手ざわりは硬い。
- (5) 特殊なシミに使用するシミ抜き剤は、シンナーやアセトンにドライソープを混合する。
- (6) 市販の水溶性シミ抜き剤には、アルカリ性のものと酸性のものがあり、タンニン系のシミには酸性のシミ抜き剤を使用する。

問2 次の繊維素材に関する記述について、関係の深い繊維素材名を下の語群の中からそれぞれ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 三角断面の2本の「フィブロイン」とそれを取り囲むニカワ質の「セリシン」で構成されている。精練によりセリシンを除去することで、上品な光沢と柔らかい風合いが得られる。
- (2) 難燃性に優れたメタ系と、強度・難燃性・耐熱性が非常に高いパラ系がある。用途としては、消防服や防弾チョッキなどである。
- (3) コットンリンターを銅アンモニア溶液に溶かしてから紡糸して作る繊維で、断面は丸く、表面は平滑で、保湿性と清涼感がある。
- (4) 耐熱性に優れ、熱セットでプリーツ加工などの熱処理がしやすく、洗濯での乾きが早い。また、耐光性に優れ、薬品にも強いなど長所が多い。
- (5) 兎からとれた毛で、軽く、手ざわりがソフトで温かい。捲縮がなく静電気が発生しやすいため、他の繊維と混紡したものが多い。
- (6) ゴムのようによく伸び、大きな伸縮回復力のある弾性繊維である。
- (7) 世界最初の合成繊維で、スポーツ衣料、下着、ストッキングなどの一般衣料のほかに、産業資材としても広範囲に使われている。日光やガスにより黄変する欠点がある。
- (8) 天然繊維の中で最も多く消費される繊維であり、丈夫で、吸湿・吸水性、保温性、耐熱性、耐洗濯性がある。
- (9) 最も羊毛に似た性質を持ち、かさ高性があり、軽くて柔らかい手触り、耐候性に優れ、美しい色に染まる。ピリングができやすく熱に弱い欠点がある。主に紡績糸として、セーターや靴下、毛布などに多く使われる。
- (10) トウモロコシやサトウキビなどから抽出されるデンプンを原料としてつくられ、土中や水中の微生物の働きで二酸化炭素と水に分解されていく生分解性の合成繊維である。

(語群)

ア：綿	イ：麻	ウ：絹	エ：羊毛
オ：アンゴラ	カ：カシミヤ	キ：レーヨン	ク：キュプラ
ケ：アセテート	コ：ポリエステル	サ：ナイロン	シ：アクリル
ス：ポリウレタン	セ：ポリ乳酸	ソ：アラミド	タ：炭素繊維

問3 次の記述は、繊維製品の表示に関するものである。文中の空欄①～④に該当する語句を、下の語群の中からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 下を示す JIS の取扱い絵表示の記号の意味は、「(①) 温度 (②) °C を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。」である。



- (2) 下を示す JIS の取扱い絵表示の記号の意味は、「洗濯処理後の (③) 乾燥処理ができる。排気温度の上限は最高 (④) °C。」である。



(語群)

ア： 60	イ： 80	ウ： 120	エ： 160
オ： 210	カ： 乾燥	キ： 最適	ク： 底面
ケ： タンブル	コ： スチーム		

問4 次の(1)～(10)の文中にある()に入る語句について、それぞれ①～③から適当なものを選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(1) 一般的なドライクリーニングシステムであるチャージシステムでは、() %のソープ濃度を用いるのが普通である。

- ① 0.5～1 ② 1～2 ③ 5

(2) 漂白剤の過炭酸ナトリウムは、() °C以上で効果を発揮する。緩やかに分解するため、生地を傷めることが少ない。

- ① 30 ② 40 ③ 50

(3) 中性の洗剤のpHの範囲は、() である。

- ① 6.0以上8.0以下 ② 5.8以上8.6以下
③ 6.5以上7.5以下

(4) ランドリー用水は軟水であることが1つの条件であり、その水中の硬度成分は() ppm以下が望ましい。

- ① 40 ② 50 ③ 60

(5) 石油系ドライ機を使用する場合は、引火点が() °C以上の石油系溶剤を使う。

- ① 40 ② 50 ③ 60

(6) ランドリーの仕上げは普通アイロン、()、シーツロール機で行う。

- ① 脱水機 ② 洗濯ドラム ③ プレス機

(7) 水に溶けない鉄さび汚れは、() などを用いて、水溶性にして除去する。

- ① スチーム ② グリセリン ③ シュウ酸

(8) プリーツ加工は、布に（ ）をつける加工である。

- ① 折り目やヒダ ② 起毛 ③ 透かし模様

(9) フロック加工は、布に（ ）を塗った後に静電気を帯電させて、細かく短い繊維の毛羽を垂直に植え付ける加工である。

- ① 接着剤 ② 塩水 ③ はっ水剤

(10) ファスナーは、主に金属ファスナー、樹脂ファスナー、（ ）の3種類がある。

- ① ナイロンファスナー ② コンシールファスナー
③ 面ファスナー

問5 次の（１）～（６）はポリウレタン樹脂を使用した衣料品の着用・保管における注意事項である。誤っているものを２つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- （１） 雨などで濡れたときは、乾いたタオルで水を拭き取る。
- （２） 使用後は、陰干しで乾燥する。
- （３） 高温多湿のところに長時間放置しない。
- （４） ビニール袋に入れて密封して保管する。
- （５） 石油ストーブに近づけない。
- （６） コーティング面に直接アイロンをかける。

問6 次の（１）～（６）は、特殊な色材や捺染方式を用いて絵柄表現や独特な効果を付与する特殊プリント加工ならびに洗たくの際の注意点についての記載である。誤っているものを２つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- （１） プリント表面はおおむね凹凸があり不均一、風合いは硬くなる。
- （２） 摩擦に強く、ドライクリーニング溶剤を使用してもプリントが脱落することがない。
- （３） プリント部分が立体的なものがある（発泡加工、ブロック加工）。
- （４） 揉み洗いは絶対避けて、押し洗いにする。
- （５） 水洗いの場合はタンブラー乾燥を行う。
- （６） テトラクロロエチレンは樹脂を溶解するので、石油系溶剤でネット使用がよい。

問7 次の(1)～(6)はボタンについての記載である。誤っているものを2つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

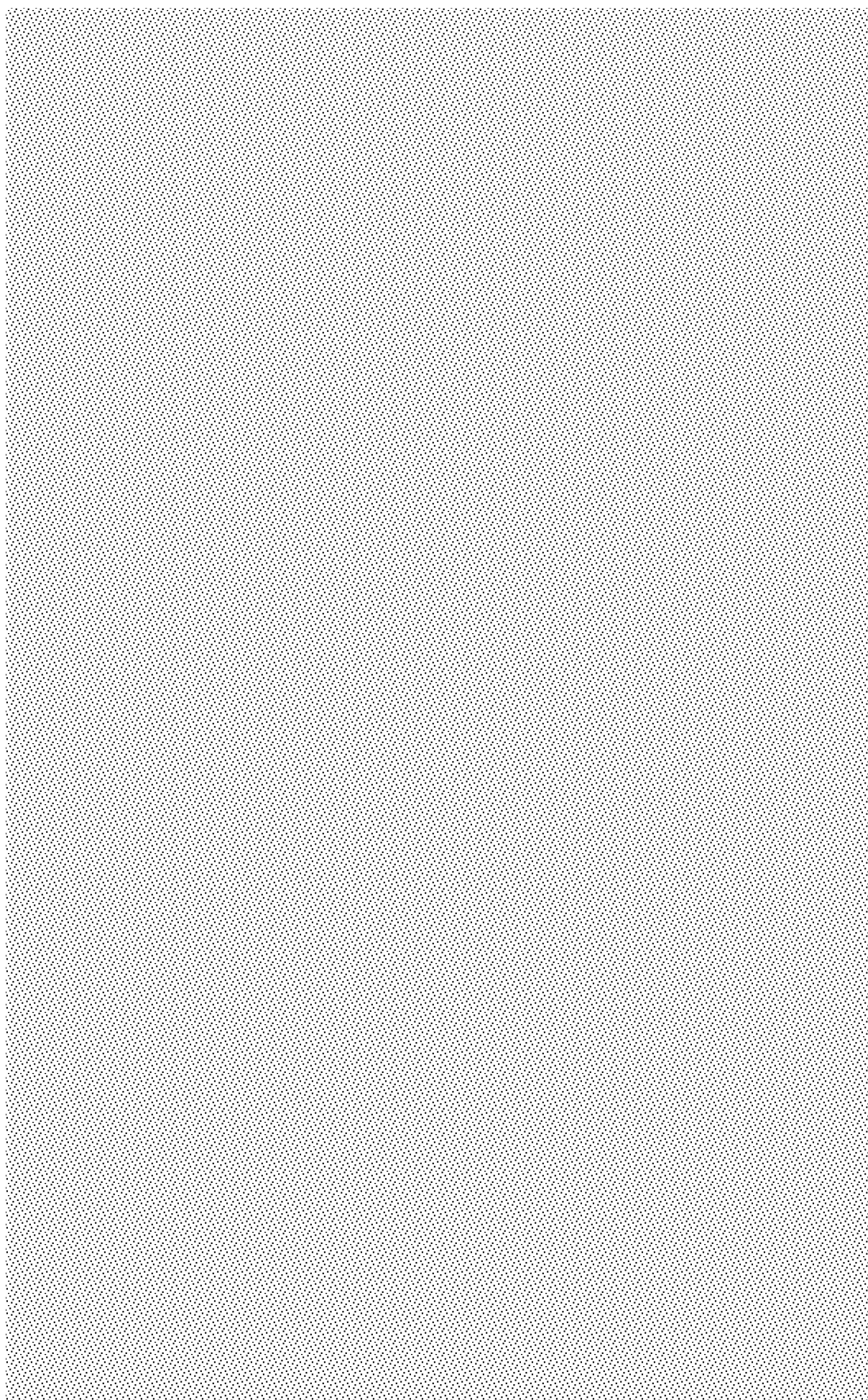
- (1) アクリルボタンは衝撃に強く、透明感と光沢がある。耐熱は低く、アイロンやプレスなどの仕上げで、温度が高すぎると熱で変色・熔融することがある。
- (2) ポリエステルボタンはドライクリーニング、水洗い可能。耐薬品性、耐熱性は比較的高い。
- (3) ユリアボタンは尿素樹脂などを原料としており、水洗い可能。ドライクリーニングと塩素系漂白剤の使用は不可。
- (4) 竹を素材としたボタンは、アイロンやプレス等で樹液の色が落ちて他の衣類を汚す恐れがある。
- (5) カゼインボタンは、丈夫で耐摩耗性がある。湿潤堅牢度が低いため、染色品は移染しやすい。
- (6) ナイロンボタンは耐薬品性、耐溶剤性が高く丈夫であり、耐熱度も高いので、アイロンを直接当ててもよく、染色品は変色しない。

問8 次の(1)～(6)はラメ糸(スリット糸)についての記載である。誤っているものを2つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) ポリエステルやナイロンのベースフィルムにアルミニウムや銀等の金属を蒸着した糸である。
- (2) 着用やクリーニングによる摩擦に強い。
- (3) 水洗いする場合は中性洗剤を使用する。
- (4) 湿気の多い環境での保管を避ける。
- (5) 酸性やアルカリ性の薬剤や物質が作用しないように注意する。
- (6) ラメ糸はワンプライとツープライがあり、ワンプライの方がツープライより水分や外気の影響を受けにくい。

問9 次の(1)～(6)はドライクリーニングについての記載である。誤っているものを2つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 空気中のススやホコリが皮脂や油分と一緒に取れなくなった汚れをドライ溶剤に浸して粘着油状物を溶かし、その後ススやホコリを除去する。
- (2) 色が濃い品物と淡い品物の区別はしなくてもよい。
- (3) 熱や時間の経過で固まったたんぱく質汚れなどは、たんぱく質分解酵素などを作用させて、水に溶ける汚れに変えて除去する。
- (4) 洗浄後、洗濯物からドライ溶剤を取り除く工程が「脱水」と「乾燥」である。「脱水」が弱ければ、乾燥効率が良くなる。
- (5) 品物に応じた「最適の湿気」、「熱」、「圧力」を使用して仕上げるので、これら3つを「仕上げの3条件」という。
- (6) ドライ仕上げの蒸気圧が低い(0.35～0.4MPa)ときは、スチーミングとプレスに時間がかかり、ポケット口などが波打ったり、シワが目立ったり、生地ハリが出なかったりする。



令和6年度クリーニング師試験 解答

受験番号	氏 名

1 衛生法規に関する知識（25問）

問 1						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

問 2					問 3			
①	②	③	④	⑤	(1)	(2)	(3)	(4)

問 4				問 5			問 6	問 7
(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)		

2 公衆衛生に関する知識（25問）

問 1			問 2			
(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)

問 3				問 4	問 5		
(1)	(2)	(3)	(4)		(1)	(2)	(3)

問 6		
(1)	(2)	(3)

問 7						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

3 洗たく物の処理に関する知識（40問）

問 1					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

[illegible]

問 3			
①	②	③	④

[illegible]

問 5		問 6		問 7		問 8		問 9	

令和6年度クリーニング師試験 解答

受験番号	氏 名

1 衛生法規に関する知識（25問） 各4点計100点

問1						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ス	セ	ウ	タ	ツ	カ	サ

問2					問3			
①	②	③	④	⑤	(1)	(2)	(3)	(4)
ク	サ	ア	エ	シ	×	○	○	○

問4				問5			問6	問7
(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	3	2
○	×	○	×	×	○	○		

2 公衆衛生に関する知識（25問） 各4点計100点

問1			問2			
(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)
イ	エ	ア	○	×	○	○

問3				問4	問5		
(1)	(2)	(3)	(4)	3	(1)	(2)	(3)
○	×	×	×		×	○	×

問6					
(1)		(2)		(3)	
○		×		○	

問7						
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
○	×	○	×	×	○	○

3 洗たく物の処理に関する知識（40問）

問1					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
○	×	○	×	×	○

問2									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
ウ	ソ	ク	コ	オ	ス	サ	ア	シ	セ

問3			
①	②	③	④
ク	エ	ケ	イ

問4									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
①	②	①	②	①	③	③	①	①	③

問5		問6		問7		問8		問9	
4	6	2	5	3	6	2	6	2	4

問1～3 各2点 計40点

問4～9 各3点 計60点 合計100点